

## 第21期第6回 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会

### 会 議 次 第

#### 1 日時・場所

令和2年6月4日（木） 午後1時30分から午後2時位まで

苫小牧市職員会館304号室

#### 2 報告

(1) 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会委員の変更について（資料1）

#### 3 議事

(1) 苫小牧市公設地方卸売市場業務規程の一部改正(案)について（資料2）

(2) 土地（青果部）の一部について普通財産に転換し、有料貸付することについて  
（資料3）

報告事項

(1) 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会委員の変更について

苫小牧市公設地方卸売市場条例第12条に基づき、下記のとおり委員を解任し、補欠として委員を委嘱いたしました。

記

- ・解任委員 苫小牧中央花卉株式会社  
代表取締役 島 忠義 (退職)
- ・就任委員 苫小牧中央花卉株式会社  
代表取締役 藤田 健太 (代表取締役就任)

議事事項

(1) 苫小牧市公設地方卸売市場業務規程の一部改正（案）について

卸売市場法の改正に伴い、意見交換会や各部関係者会議の意見を伺いながら下記の改正（案）を取りまとめました。

記

① 卸売市場法改正に係る業務規程の改正について（概要版）

別紙1のとおり

② 苫小牧市公設地方卸売市場業務規程の一部改正（新旧案）

別紙2のとおり

③ 業務規程改正（認定作業）今後の予定について

別紙3のとおり

## ① 卸売市場法改正に係る業務規程の改正について【概要版】

卸売市場法の一部改正（平成 30 年 6 月 22 日公布、令和 2 年 6 月 21 日施行）に鑑み、業務規程等の改正を行います。

### ●卸売市場法の改正内容【地方卸売市場関係】

#### (1) 市場開設手続の見直し

ア) 市場開設が許可制から認定制に移行

イ) 卸売業者に係る許可制度の廃止

※これに伴い、当市場も改めて「認定」を受ける必要がある。

#### (2) 取引規制を次の共通ルールに限定

ア) 取引規制を下記の 6 つの共通ルールに限定

① 売買取引の方法の公表

② 差別的取扱いの禁止

③ 代金決済ルールの策定・公表

④ 取引条件の公表

⑤ 取引結果の公表

⑥ その他の取引ルールの公表

※上記以外に設定する場合は、取引参加者の意見を聴いたうえで設定する。

### ●業務規程等の改正の方向性【苫小牧市公設地方卸売市場関係】

(1) 条例は、地方自治法に基づく設置及び運営に関し必要な事項のみとし、業務に関することは業務規程（市規則）において定める。

(2) 法の規制緩和の趣旨を勘案し、取引ルールは市場秩序の維持に係ることは業務規程で定め、他は業者間の契約や要綱等に委ねる。

(3) 公平性を確保するために、使用料等の新設や報告書の提出の義務付け、また、監督権限移譲に伴い各種許可や承認、指導、監督等の規定を強化する。

●業務規程等の改正内容（骨子）

項目	改正後	改正前	改正理由
卸売業の許可	市長の許可を受けている者	知事の許可を受けた者	権限の移譲
卸売数量等の公表	卸売業者は、予定量及び結果、取引条件を公表する。	〈新設〉	法の必須事項
差別的取扱いの禁止	業務の運営に関し差別的な取扱いをしない。	〈新設〉	法の必須事項
卸売業者の業務の規制 【市場外】	その他販売（市場外）をしたときは、実績報告書により市長に報告しなければならない。	その他の販売をするときは、申請書をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。	第三者販売の規制緩和
【市場内】	仲卸業者等以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の場合を除く。 （項目を追加） (4) 市主催行事など (5) 災害発生など	仲卸業者等以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の場合を除く。 (1)、(2)、残品について (3) 契約に基づく他市場	同上
仲卸業者の業務の規制	仲卸業者は、卸売業者以外から買い入れて、市場で販売したときは、市長に報告しなければならない。	仲卸業者は、卸売業者以外から買い入れて販売したてはならない。	直荷引きの規制緩和
仲卸業者市場使用料	卸売業者以外から買い入れた物品の市場における販売金額の1,000分の5(上限)	〈新設〉	使用料新設
その他取引に係る項目	〈削除〉	開場・販売時間、自己買付、物品検収、下見、単位、指値、せり売、入札方法など	業者間の契約や要綱等に移行

●想定される効果

(1) 第三者販売の規制緩和により、輸出を行う事業者への販売や、道内外の物産展への出展など積極的にPRを行うことが可能となる。

(2) 直荷引きの規制緩和により、道外特産物など、市場の品揃えの充実が図られる。

(3) 取引ルールの大半が、業者間の契約や要綱等に委ねることにより、生産量の変化や消費者ニーズの変化に迅速な対応が可能となる。

○苦小牧市公設地方卸売市場業務規程（昭和47年規則第17号）の全部改正

改正案	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条－第4条）</u></p> <p><u>第2章 市場関係事業者</u></p> <p>    <u>第1節 卸売業者（第5条－第18条）</u></p> <p>    <u>第2節 仲卸業者（第19条－第23条）</u></p> <p>    <u>第3節 買受人（第24条・第25条）</u></p> <p>    <u>第4節 関連事業者（第26条－第30条）</u></p> <p><u>第3章 売買取引及び決済の方法</u></p> <p>    <u>第1節 売買取引の方法（第31条－第42条）</u></p> <p>    <u>第2節 決済の方法（第43条－第50条）</u></p> <p><u>第4章 物品の品質管理（第51条）</u></p> <p><u>第5章 市場施設の使用（第52条－第56条）</u></p> <p><u>第6章 苦小牧市公設地方卸売市場運営審議会（第57条－第60条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第61条－第64条）</u></p> <p><u>附則</u></p>	<p>※新設</p>
<p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この業務規程は、苦小牧市公設地方卸売市場条例（昭和41年条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この業務規程は、苦小牧市公設地方卸売市場条例（昭和41年条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、</p>

別紙2

<p>当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 卸売業者 条例第3条第1号の卸売業者をいう。</p> <p>(2) 仲卸業者 条例第3条第2号の仲卸業者をいう。</p> <p>(3) 買受人 条例第3条第3号の買受人をいう。</p> <p>(4) 関連事業者 条例第3条第4号の関連事業者をいう。</p> <p>(5) 市場施設 条例第3条第5号の市場施設をいう。</p>	<p>当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 卸売業者 条例第3条第1号に定めるところによる。</p> <p>(2) 仲卸人 条例第3条第2号に定めるところによる。</p> <p>(3) 買受人 条例第3条第3号に定めるところによる。</p> <p>(4) 附属営業人 条例第3条第4号に定めるところによる。</p> <p>(5) 市場施設 条例第3条第5号に定めるところによる。</p>
<p>(差別的取扱いの禁止)</p> <p>第3条 市長は、苫小牧市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）における業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者、買受人、関連事業者その他の市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p>	<p>※新設</p>
<p>(休場日)</p> <p>第4条 市場 _____ は、次に掲げる日に休場するものとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>_____</p> <p>2 前項各号に定める日のほか、市場のうち次の各号に掲げる取扱品目の部類に属する物品の卸売に係る場所については、当該各号に定める日に休場するものとする。</p> <p>(1) 青果部 12月31日から翌年1月4日まで</p> <p>(2) 水産物部 12月30日から翌年1月4日まで</p> <p>(3) 花き部 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して第1項各号及び前項各号に定める日（以下「休場日」という。）に開場し、又は臨時に休場することができる。</p>	<p>(開場日)</p> <p>第3条 苫小牧市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）は、次に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場するものとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月31日から翌年1月3日まで</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して休場日に開場し、又は休場日以外の日に開場しない _____ ことができる。</p>

<p>※削除</p>	<p>(開場の時間等)</p> <p>第4条 開場の時間及び卸売業者の販売開始の時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知してこれを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 開場の時間 午前5時30分から午後4時まで</p> <p>(2) 販売開始の時刻</p> <p>表 &lt;略&gt;</p> <p>2 卸売業者は、販売開始の時刻には、電鈴等をもつて通知するものとする。</p>
<p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p> <p>(卸売業者の数の最高限度)</p> <p>第5条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 青果部 2</p> <p>(2) 水産物部 <u>2</u></p> <p>(3) 花き部 2</p>	<p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p> <p>(卸売業者の数の最高限度)</p> <p>第5条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 青果部 2</p> <p>(2) 水産物部 <u>1</u></p> <p>(3) 花き部 2</p>
<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第6条 条例第3条第1号の許可(以下「卸売業務の許可」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した卸売業務許可申請書(様式第1号)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号及び主たる業種名</p> <p>(3) 卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類</p>	<p>※新設</p>



<p>(4) 市場における1年間の取引見込額（消費税額及び地方消費税額を含む。）</p> <p>(5) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 卸売業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。</p> <p>(6) 法人であつて、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(7) その他市長が不適當であると認める者であるとき。</p>	
<p>（保証金の預託）</p> <p>第7条 卸売業者は、<u>卸売業務</u>の許可を受けた日から起算して30日以内に、<u>誓約書</u>（様式第2号）を添えて保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、<u>前項</u>の保証金を預託した後でなければ、<u>卸売</u>の業務を開始してはならない。</p>	<p>（保証金の預託）</p> <p>第6条 卸売業者は、<u>知事から業務</u>の許可を受けた日から起算して30日以内に、<u>卸売業者誓約書</u>（様式第1号）を添えて保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、<u>      </u>保証金を預託した後でなければ、<u>卸売</u>の業務を開始してはならない。</p>

<p>(保証金の額)</p> <p>第8条 前条第1項の _____ 保証金の額は、100万円の範囲内で取扱品目の部類ごとに市長が別に定める。</p>	<p>(保証金の額)</p> <p>第7条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、100万円の範囲内で取扱品目の部類ごとに市長が別に定める。</p>
<p>(保証金の充当)</p> <p>第9条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、<u>第7条第1項の保証金をこれに充てる</u>ことができる。</p>	<p>(保証金の充当)</p> <p>第8条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、 _____ 保証金をこれに充てることができる。</p>
<p>(保証金の返還)</p> <p>第10条 <u>第7条第1項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して30日を経過した後でなければ返還しない。</u></p>	<p>(保証金の返還)</p> <p>第9条 _____ 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して30日を経過した後でなければ返還しない。</p>
<p>(卸売業者の記章等の着用)</p> <p>第11条 卸売業者は、市場内においては記章等を着用しなければならない。</p>	<p>※新設</p>
<p>(卸売業務の許可の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、卸売業者が第6条第2項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売業者が卸売業務の許可の取消しを申し出たときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する場合のほか、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部を停止することができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに卸売業務の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。</p> <p>(3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。</p>	<p>※新設</p>

<p>3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。</p>	
<p>(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第13条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務に係る場合に限る。）において当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>3 前2項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>※新設</p>
<p>(名称変更等の届出)</p> <p>第14条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(2) 第6条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>(3) 卸売の業務を廃止したとき。</p> <p>2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>※新設</p>
<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第15条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該</p>	<p>※新設</p>

事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による提出を行ったときは、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について速やかに写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 卸売業者は、前項の写しについて閲覧の申出があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒んではならない。
  - (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
  - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
  - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合
- 4 卸売業者は、各月ごとに実績報告書を作成し、翌月10日（その日が休場日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休場日及び土曜日以外の日）までに市長に提出しなければならない。

(せり人の登録)

第16条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人(以下「せり人」という。)は、当該卸売業者の申請に基づき

\_\_\_\_\_市長の登録を受けている者\_\_\_\_\_でなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、せり人登録申請書(様式第3号)及びせり人となろうとする者がせりを遂行するのに必要な経験又は能力を有することを証する書類を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請があったときは、市長は、せり人登録申請書を受理した日から起算して30日以内に、せり人登録簿に当該申請に係るせり人を登録するとともに、その旨を申請者に通知

(せり人の承認等)

第10条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人\_\_\_\_\_は、その者について当該卸売業者が履歴書、戸籍抄本その他市長が必要と認めた書類を添えてせり人使用承認申請書(様式第2号)を提出し、市長の承認を受けているものでなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。
  - (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた者又は卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであ

<p><u>しなければならない。</u></p>	<p><u>るとき。</u></p> <p>(3) <u>仲卸人若しくは買受人又はこれらの役員若しくは使用人である者であるとき。</u></p> <p>(4) <u>せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</u></p> <p>3 <u>市長は、せり人が前項第1号から第3号のいずれかに該当することとなつたとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなつたと認めるとき並びに卸売業者が当該せり人に係る承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。</u></p>
<p>(せり人の記章等の着用)</p> <p>第17条 <u>せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章等を着用しなければならない。</u></p>	<p>(せり人の規律)</p> <p>第11条 <u>せり人は、卸売りのせりに従事するときは、市長が定める記章等を着用しなければならない。</u></p> <p>2 <u>せり人は、卸売のための販売については、秘密の方法によつて行なつてはならない。</u></p>
<p>(せり人の登録の抹消等)</p> <p>第18条 <u>市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてせり行為に従事することを禁止し、又はその登録を抹消することができる。</u></p> <p>(1) <u>せり行為に関し、不公平な取扱いをし、又は不正な行為をしたとき。</u></p> <p>(2) <u>卸売業者が当該せり人に係る登録の抹消を申し出たとき。</u></p>	<p>(せり人の不正行為に対する措置)</p> <p>第12条 <u>市長は、せり人が次の各号の一に該当するときは、期間を定めてせり行為に従事することを禁止し、又はその承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>せり行為に関し、不公平な取扱いをし、又は不正な行為をしたとき。</u></p> <p>(2) <u>その業務に関し、委託者又は仲卸人若しくは買受人から金品その他いかなる名目を問わず利益を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>その他せり人としての業務に適正を欠くと認められる行為があつたとき。</u></p>
<p>第2節 <u>仲卸業者</u></p> <p>(<u>仲卸業者の数の最高限度</u>)</p>	<p>第2節 <u>仲卸人等</u></p> <p>(<u>仲卸人の数の最高限度</u>)</p>

第19条 仲卸業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 5
- (2) 花き部 2

(仲卸業務の承認)

第20条 条例第3条第2号の承認（以下「仲卸業務の承認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲卸業務承認申請書（様式第4号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 仲卸し の業務を行おうとする取扱品目の部類
- (4) 市場における1年間の取引見込額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (5) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業務の承認をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 仲卸業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規

第13条 仲卸人の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 5
- (2) 花き部 2

(仲卸人等の承認等)

第13条の2 仲卸人及び買受人（以下「仲卸人等」という。）となるようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 承認を受けて仲卸人等の業務を行おうとする取扱品目の部類
- (4) 市場における1年間の取引見込額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (5) 法人である場合にあっては、資本 又は出資の額及び役員の氏名

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号の一に該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が仲卸人等の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前2号の一に該当する者があるとき。
- (4) 申請者がその申請に係る取扱品目の部類の卸売業者（これらの常勤役員及び使用人を含む。）であるとき。

3 仲卸人等は、市場内において市長が定める記章等を着用しなければならない。

<p>定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。</p> <p>(6) 法人であって、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者がいるとき。</p> <p>(7) その申請に係る取扱品目の部類の卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）であるとき。</p> <p>(8) その他市長が不適当であると認める者であるとき。</p>	
<p>(保証金の預託)</p> <p>第21条 仲卸業者は、仲卸業務の承認を受けた日から起算して30日以内に、<u>誓約書</u> を添えて <u>保証金を市長に預託しなければならない。</u></p> <p>2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。</p>	<p>(保証金の預託)</p> <p>第14条 仲卸人 は、仲卸業務の承認を受けた日から起算して30日以内に<u>仲卸人誓約書（様式第2号の2）</u> を添えて <u>別に定める保証金を市</u> に預託しなければならない。</p> <p>2 第6条第2項、第8条及び第9条の規定は、<u>仲卸人に準用する。</u></p> <p>3 <u>卸売業者は、卸売を受けようとする仲卸人等から保証金の預託を受けることができる。</u></p>
<p>(保証金の額)</p> <p>第22条 前条第1項の保証金の額は、市長が別に定める。</p>	<p>※新設</p>
<p>(準用)</p> <p>第23条 第9条から第14条まで並びに第15条第1項及び第4項の規定は、<u>仲卸業者について準用する。この場合において、第9条及び第10条中「第7条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、第12条第1項中「第6条第2項各号」とあるのは「第20条第2項各号」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(名称変更等の届出)</p> <p>第15条 仲卸人等は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくそのを市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>当該業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</u></p> <p>(2) <u>第13条の2第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に変更があつたとき。</u></p> <p>(3) <u>当該業務を廃止したとき。</u></p> <p>(仲卸人等 の承認の取消し等)</p> <p>第16条 市長は、<u>仲卸人等が第13条の2第2項第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそ</u></p>

	<p><u>の業務を適格に遂行するのに必要な資力、信用を有しなくなつたと認めるとき並びに当該仲卸人等がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、仲卸人等が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認の取消し、又は売買取引の全部若しくは一部を停止することができる。</u></p> <p><u>(1) 正当な理由がないのに第13条の2第1項の承認の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。</u></p> <p><u>(2) 正当な理由がないのに引続き30日以上その業務を休止したとき。</u></p> <p><u>(3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。</u></p> <p><u>3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3節 <u>買受人</u></p> <p>(買受業務の承認)</p> <p>第24条 条例第3条第3号の承認(以下「買受業務の承認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した買受業務承認申請書(様式第5号)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号及び主たる業種名</p> <p>(3) 買受けの業務を行おうとする取扱品目の部類</p> <p>(4) 市場における1年間の取引見込額(消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>(5) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、買受業務の承認をしてはならない。</p>	<p>※新設</p>



<p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 買受けの業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。</p> <p>(4) 法人であって、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(5) その申請に係る取扱品目の部類の卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）であるとき。</p> <p>(6) その他市長が不相当であると認める者であるとき。</p>	
<p>(準用)</p> <p>第25条 第11条、第12条及び第14条の規定は、買受人について準用する。この場合において、第12条第1項中「第6条第2項各号（第3号を除く。）」とあるのは、「第24条第2項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>※新設</p>
<p style="text-align: center;"><u>第4節 関連事業者</u></p> <p>(関連事業の種類)</p> <p>第26条 市場における<u>関連事業</u>の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 軽飲食業</p> <p>(2) 給油業</p> <p>(3) 氷販売業</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業種</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3節 附属営業人</u></p> <p>(附属営業の種類)</p> <p>第17条 市場における<u>附属営業</u>の種類は、次の_____とおりとする。</p> <p>(1) 軽飲食業</p> <p>(2) 給油業</p> <p>(3) 氷販売業</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業種</p>
<p>(<u>関連事業</u>の承認)</p> <p>第27条 <u>条例第3条第4号の承認</u>（以下「<u>関連事業の承認</u>」とい</p>	<p>(<u>附属営業人の承認等</u>)</p> <p>第18条 <u>附属営業人になろうとする者は、次に掲げる事項を記載</u></p>

う。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した関連事業承認申請書(様式第6号)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 関連事業において取り扱おうとする品目
- (4) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、関連事業の承認をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 関連事業の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 関連事業を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (6) 法人であつて、その業務を執行する役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) その他市長が不適當であると認める者であるとき。

(保証金の預託)

第28条 関連事業者は、関連事業の承認を受けた日から起算して30日以内に、誓約書を添えて保証金を

した附属営業承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び業種
- (3) 承認を受けて附属営業人が取扱いする品目
- (4) 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員<sub>の</sub>氏名
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号の一に該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が附属営業人の承認の取消しを受け、その取消しの日から1年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちの前2号の一に該当する者があるとき。

(保証金の預託)

第19条 附属営業人は、承認を受けた日から起算して30日以内に附属営業人誓約書(様式第4号)を添えて保証金を

<p>市長に預託しなければならない。</p> <p>2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、関連事業を開始してはならない。</p>	<p>_____ 預託しなければならない。</p> <p>2 前項の保証金の額は、市長が別に定める。</p>
<p>(保証金の額)</p> <p>第29条 前条第1項の保証金の額は、市長が別に定める。</p>	
<p>(準用)</p> <p>第30条 第9条、第10条及び第12条から第14条までの規定は、関連事業者について準用する。この場合において、第9条及び第10条中「第7条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、第12条第1項中「第6条第2項各号」とあるのは「第27条第2項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(関連事業者の承認の取消し)</p> <p>第20条 市長は、<u>附属営業人が第18条第2項第1号若しくは第3号のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適格に遂行するのに必要な資力、信用を有しなくなつたと認めるとき並びに当該附属営業人がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>附属営業の承認を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、第18条の承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>正当な理由がないのに承認を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき。</u></p> <p>(2) <u>正当な理由がないのに引続き30日以上その業務を休止したとき。</u></p> <p>(3) <u>正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第21条 <u>第6条第2項、第8条及び第9条の規定は、附属営業人に準用する。</u></p>
<p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>第1節 売買取引の方法</p> <p>(売買取引の原則)</p>	<p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>※新設</p>



<p>第34条 卸売業者は、次に掲げる売買取引の条件に係る事項について、掲示等により公表しなければならない。</p> <p>(1) 営業日及び営業時間</p> <p>(2) 取扱品目</p> <p>(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法</p> <p>(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</p> <p>(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金（以下「卸売代金」という。）の支払期日及び支払方法</p> <p>(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）</p>	
<p>（卸売____の業務の規制）</p> <p>第35条 卸売業者は、<u>卸売業務_____</u>の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をした_____ときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、<u>市長に報告しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 <u>前項の規定による報告は、第15条第4項の規定により提出する実績報告書に、前項の販売について記載することにより行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の販売は、市場の適正かつ健全な運営を阻害することのないように行わなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（卸売業者の業務の規制）</p> <p>第24条 卸売業者は、<u>法第58条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとする</u>ときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、<u>市場外販売行為承認申請書（様式第4号の2）を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、承認しないものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の承認をしようとするときは、苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会の意見を聴かななければならない。この場合において、審議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</u></p>
<p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第36条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、<u>仲卸業者及び買受人（以下「仲卸業者等」という。）</u>以外の者に対し</p>	<p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、<u>仲卸人等_____</u>以外の者に対し</p>

<p>て卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、<u>仲卸業者等の買受けを不当に制限することとならないときは</u>、この限りでない。</p> <p>(1) 市場における入荷量が著しく<u>多いため</u>又は市場に出荷された物品が<u>仲卸業者等</u>にとって品目又は品質が特殊であるため、<u>残品を生じるおそれがある場合</u></p> <p>(2) <u>仲卸業者等</u>に対して卸売をした後残品を生じた場合</p> <p>(3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をする場合</p> <p>(4) <u>市が主催する行事等のうち市長が認めるものにおいて卸売をする場合</u></p> <p>(5) <u>災害の発生その他特別な事情がある場合</u></p>	<p>て卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、<u>仲卸人等</u>の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市場における入荷量が著しく<u>多いか</u>又は市場に出荷された物品が<u>仲卸人等</u>にとって品目又は品質が特殊であるため、<u>残品を生ずるおそれがある場合</u></p> <p>(2) <u>仲卸人等</u>に対して卸売をした後残品を生じた場合</p> <p>(3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をする場合</p>
<p>(売渡票)</p> <p>第37条 卸売業者は、取引終了後<u>速やか</u>に売渡票を作成し、<u>仲卸業者等</u>に交付しなければならない。</p>	<p>(売渡票)</p> <p>第26条 卸売業者は、取引終了後<u>すみやか</u>に売渡票を作成し、<u>仲卸人等</u>に交付しなければならない。</p>
<p>※削除</p>	<p>(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p> <p>第27条 <u>卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）は、その者が卸売業務の許可を受けて卸売の業務を行なう市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。</u></p>
<p>(卸売業者の買受物品等の制限)</p> <p>第38条 卸売業者は、市場において<u>卸売業務</u>の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、<u>仲卸業者等</u>から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。</p>	<p>(卸売業者の買受物品等の制限)</p> <p>第27条の2 卸売業者は、市場において<u>法第58条第1項</u>の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、<u>仲卸人等</u>から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。</p>

<p>※削除</p>	<p><u>(委託手数料以外の報償の収授禁止)</u>  <u>第28条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第43条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</u></p>
<p>※削除</p>	<p><u>(受託契約約款)</u>  <u>第29条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。</u>  <u>2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、すみやかに市長を経由して知事に届け出し、並びに関係者に周知しなければならない。</u></p>
<p>※削除</p>	<p><u>(販売前における委託物品の検収)</u>  <u>第30条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にしない、委託物品の品種、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の確認を受け、その結果をすみやかに委託者に通知するとともに物品受領通知書又は売買仕切書に附記しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。</u></p>
<p>(卸売物品の<u>仲卸業者等</u>の明示及び引取り)  第39条 卸売業者は、卸売をした物品について買い受けた<u>仲卸業者等</u>が明らかになるよう措置しなければならない。  2 <u>仲卸業者等</u>は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。  3 卸売業者は、<u>仲卸業者等</u>が引取りを怠つたと認められるときは、<u>仲卸業者等</u>の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。  4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売等</p>	<p>(卸売物品の<u>仲卸人等</u>の明示及び引取り)  第31条 卸売業者は、卸売をした物品について買い受けた<u>仲卸人等</u>が明らかになるよう措置しなければならない。  2 <u>仲卸人等</u>は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。  3 卸売業者は、<u>仲卸人等</u>が引取りを怠つたと認められるときは、<u>仲卸人等</u>の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。  4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引（以下「せ</p>





	<p><u>扱品目の部類に属する物品の全部を販売したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p>
※削除	<p>第31条の3 仲卸人は、第13条の2の承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該承認に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、市場外販売行為承認申請書（様式第4号の2）を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、承認しないものとする。</p> <p>3 第24条第3項の規定は、第1項の承認をしようとする場合について準用する。</p>
※削除	<p>（取引物品の下見）</p> <p>第32条 卸売業者が市場において行なう卸売については、仲卸人等に現品又は見本の下見を行なわせた後でなければこれを開始することができない。</p> <p>2 卸売業者は、見本又は銘柄により卸売をする場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、等級、数量（重量）その他必要な事項を明示しなければならない。</p>
※削除	<p>（卸売の単位等）</p> <p>第33条 卸売業者が市場において行なう卸売の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難な場合には、個数又は容器をもつて取引きの単位とすることができる。</p>
※削除	<p>（指値のある受託物品）</p> <p>第34条 卸売業者は、受託物品に指値（当該委託者の希望価格の</p>

	<p>108分の100（軽減対象資産以外のものにあつては、110分の100）に相当する金額をいう。以下同じ。）のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。</p> <p>2 前項の表示をしなかつたときは、卸売業者は、指値をもつて仲卸人等に対抗することができない。</p> <p>3 卸売業者は、売買成立の見通しがないと認めたときは、遅滞なく委託者へ通報して再指示を受けなければならない。ただし、再指示を待つことにより、委託者に著しく損害を与えるおそれがあると認めたときは、この限りではない。</p>
<p>※削除</p>	<p>（せり売の方法）</p> <p>第35条 卸売業者が市場において行なう卸売のためのせり売は、その販売物品について、品種、産地、出荷者、等級、数量(重量)その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。</p> <p>2 せり落しは、せり人がその販売物品について最高申込価格に達したと認めたときに、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。</p> <p>3 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適宜の方法によりせり落し人を決定するものとする。</p> <p>4 せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにその価格及び氏名又は商号を呼び上げなければならない。</p>
<p>※削除</p>	<p>（入札の方法）</p> <p>第36条 卸売業者が市場において行う卸売のための入札売は、その販売物品について品種、産地、出荷者、等級、数量（重量）その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札しようとする者に対し、一定の入札用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。</p>

	<p>2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第3項及び第4項の規定は、入札売について準用する。</p> <p>4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札の全部又は一部を無効とする。</p> <p>(1) 入札者を確認できないとき。</p> <p>(2) 入札金額その他指定記載事項が不明のとき。</p> <p>(3) 入札に際し、不正又は不当な行為があつたとき。</p> <p>5 前項の場合には、卸売業者は、開札の際その理由を明示し、入札無効の旨を告知しなければならない。</p>
<p>※削除</p>	<p>(異議の申立て)</p> <p>第37条 せり売又は入札売に参加した者は、そのせり落し又は落札の決定について異議があるときは、その終了後、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。</p> <p>2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、卸売業者にせり直し、又は再入札を指示することができる。</p>
<p>※削除</p>	<p>(売買取引の制限)</p> <p>第38条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不正な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 市長は、卸売業者、仲卸人又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払を怠つたとき。</p>



(決済の原則)

第43条 市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う場合における決済は、この業務規程で別に定めるもののほか、当該取引の当事者間で合意した支払期日及び支払方法（現金の交付、手形若しくは小切手の振出し、預金若しくは貯金への振込み又は口座振替のいずれかの方法に限る。）によらなければならない。

(仕切り及び送金並びにこれらに関する特約)

第44条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は第3号に掲げる金額の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、次に掲げる事項を明記した売買仕切書及び同号に掲げる金額を送付しなければならない。

- (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売等に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10）を乗じて得た金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第49条第2項の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10）を乗じて得た金額）
- (2) 次条の規定による当該卸売に係る委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (3) 第1号の単価と数量の積の合計額に100分の108（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110）を乗じて得た金額から前号の委託手数料及び委託者の負担となる費用の金額を控除した金額（以下「売買仕切金」という。）

(仕切り及び送金並びにこれらに関する特約)

第42条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は第3号に掲げる金額の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、次に掲げる事項を明記した売買仕切書及び同号に掲げる金額を送付しなければならない。

- (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売等に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10）を乗じて得た金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第47条 \_\_\_\_\_ の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10）を乗じて得た金額）
- (2) 次条の規定による当該卸売に係る委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (3) 第1号の単価と数量の積の合計額に100分の108（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110）を乗じて得た金額から前号の委託手数料及び委託者の負担となる費用の金額を控除した金額（以下「売買仕切金」という。）

<p>2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その特約に関する書面を備え付け、市長の求めに応じて提出しなければならない。</p>	<p>2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その特約に関する書面を備え付け、市長の求めに応じて提出しなければならない。</p>
<p>(委託手数料の額)</p> <p>第45条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から<u>収受する委託手数料</u>は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(1) 野菜 100分の8.5  (2) 果実 100分の8  (3) 生鮮水産物 100分の7  (4) 花き 100分の10  (5) 野菜の加工品 100分の8.5  (6) 果実の加工品 100分の8  (7) 水産物の加工品 100分の7  (8) 花きの加工品 100分の10  (9) 前各号以外の品目 100分の10</p> <p>2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を、<u>掲示等により</u>  _____ <u>委託者に周知しなければなら</u>  _____ <u>ない。</u></p>	<p>(委託手数料の額)</p> <p>第43条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から<u>収受する委託手数料</u>は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(1) 野菜 100分の8.5  (2) 果実 100分の8  (3) 生鮮水産物 100分の7  (4) 花き 100分の10  (5) 野菜の加工品 100分の8.5  (6) 果実の加工品 100分の8  (7) 水産物の加工品 100分の7  (8) 花きの加工品 100分の10  (9) 前各号以外の品目 100分の10</p> <p>2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に<u>掲示する等により、委託者に周知しなければなら</u>  _____ <u>ない。</u></p>
<p>(売買仕切金の前渡し等)</p> <p>第46条 卸売業者は、集荷の円滑化を期するために出荷者に対し<u>売買仕切金の前渡し、保証金の差し入れ、又は資金の貸付けを</u>  <u>することができる。</u>  _____  _____  _____</p>	<p>(売買仕切金の前渡し等)</p> <p>第44条 卸売業者は、集荷の円滑化を期するために出荷者に対し<u>売買仕切金を前渡し、保証金の差し入れ、又は資金を貸し付け</u>  <u>することができる。</u><u>この場合において、卸売業者は、あらかじめ前</u>  <u>渡資金交付（貸付金）承認申請書（様式第5号）により市長の承</u>  <u>認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の売買仕切金の前渡し等が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>承認をしないものとする。</u></p> <p>(1) <u>卸売業者の財務の健全性をそこなうおそれがあるとき。</u></p>

<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) <u>卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。</u></p>
<p>(出荷者奨励金の交付)</p> <p>第47条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(出荷者奨励金の交付)</p> <p>第45条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。<u>この場合において、卸売業者は、あらかじめ出荷奨励金交付承認申請書(様式第6号)により市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の出荷奨励金の交付が前条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。</u></p>
<p>(買受代金の支払)</p> <p>第48条 <u>仲卸業者等は、卸売業者から買い受けた物品</u> _____  _____ の代金 _____  _____ を支払わなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定は、仲卸業者から物品を買い受けた者においてその物品の代金の支払について準用する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(買受代金の支払)</p> <p>第46条 <u>仲卸人等</u> は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日(卸売業者があらかじめ仲卸人等と支払猶予の特約をして代金支払猶予届出書(様式第7号)を市長に提出したときは、その特約において定められた期日まで)にその物品の代金(買受けた額に100分の108(軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110)を乗じて得た額をいう。)を支払わなければならない。</p> <p>2 <u>仲卸人</u> から物品を買い受けた者は、<u>仲卸人</u> に対し、<u>買受代金をできるだけ速やかに支払うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該特約が、その他の仲卸人等に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。</u></p>
<p>(卸売代金の変更の禁止)</p>	<p>(卸売代金の変更の禁止)</p>

<p>第49条 卸売業者は、正当な理由がなく卸売をした物品の卸売代金 _____ _____ の変更をしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、正当な理由により卸売代金の変更をしたときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記しなければならない。</p>	<p>第47条 卸売業者は、正当な理由がなく卸売をした物品の卸売代金（せり売等に係る金額に100分の108（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の変更をしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、正当な理由により卸売代金の変更をしたときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記しなければならない。</p>
<p>（完納奨励金の交付）</p> <p>第50条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため<u>仲卸業者等</u>に対して完納奨励金を交付することができる。 _____ _____ _____</p>	<p>（完納奨励金の交付）</p> <p>第48条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため<u>仲卸人等</u>に対して完納奨励金を交付することができる。<u>この場合において、卸売業者は、あらかじめ完納奨励金交付承認申請書（様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>第45条第2項の規定は、前項の完納奨励金の交付について準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により完納奨励金を交付する場合には、その他の仲卸人等に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</u></p>
<p>第4章 物品の _____ 品質管理</p> <p>（物品の品質管理）</p> <p>第51条 <u>市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の市場において取り扱う物品の品質管理に関する法令等の規定を遵守しなければならない。</u></p>	<p>第3章の2 <u>卸売の業務に関する品質管理</u></p> <p>（物品の品質管理）</p> <p>第48条の2 <u>卸売業者は、取扱品目の部類ごとに当該取扱品目に係る品質管理の責任者を定め、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>卸売業者、仲卸人、買受人及び附属営業人は、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる物品の品質管理の方法に従わなければならない。</u></p> <p>表 &lt;略&gt;</p>
<p>第5章 市場施設の使用</p> <p>（施設の使用指定等）</p>	<p>第4章 市場施設の使用</p> <p>（施設の使用指定等）</p>



<p>第52条 市場関係事業者及び次項に規定する者が許可を受けて使用する市場施設の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、<u>市場関係事業者</u> 以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p>	<p>第49条 市場関係事業者_____が_____使用する市場施設の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、<u>前項に規定する者</u>以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p>
<p>(用途変更、転貸等の禁止)</p> <p>第53条 <u>市場施設の使用</u>_____の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の使用を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(用途変更、転貸等の禁止)</p> <p>第50条 <u>前条第1項の指定又は同条第2項</u>の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の使用を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>(原状変更の禁止)</p> <p>第54条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。</p> <p>2 使用者が市長の承認を受けて、当該市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は返還の際原状に復し、又はこれに<u>代わる</u>費用の弁償をするものとする。</p>	<p>(原状変更の禁止)</p> <p>第51条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。</p> <p>2 使用者が市長の承認を受けて、当該市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は返還の際原状に復し、又はこれに<u>変わる</u>費用の弁償をするものとする。</p>
<p>(補修弁済)</p> <p>第55条 市場施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、その補修をし、又はその費用の弁済をしなければならない。</p>	<p>(補修弁済)</p> <p>第52条 市場施設を故意又は過失により滅失_____又は損傷した者は、その補修をし、又はその費用の弁済をしなければならない。</p>
<p>(使用料等)</p> <p>第56条 条例第10条第1項第1号の規則で定める額は、卸売金額の1,000分の3に相当する額とする。</p> <p>2 <u>条例第10条第1項第2号の規則で定める額は、卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額の1,000分の3に相当する額とする。</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第53条 条例第10条第1項第1号の規則で定める額は、卸売金額の1,000分の3に相当する額とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>3 条例第10条第1項第3号の規則で定める額は、別表に定める額とする。</p> <p>4 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料はその月分を翌月の<u>25日</u>（その日が休場日又は土曜日に当たるときは、<u>その日の直後の休場日及び土曜日以外の日</u>。以下この項において同じ。）までに、売場等施設使用料はその月分を<u>当月の25日</u> _____ までにそれぞれ納入しなければならない。</p> <p>5 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>6 <u>使用者</u> _____ は、使用許可を受けた日から使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、<u>その全部又は一部を減免することができる。</u></p> <p>7 市場施設において使用する電灯、電力、電話、ガス、<u>水道、下水道、ごみ処理及び暖房</u>に要する費用は、使用者の負担とする。</p>	<p>2 条例第10条第1項第2号の規則で定める額は、別表に定める額とする。</p> <p>3 卸売業者市場使用料 _____ はその月分を翌月の<u>10日</u>（その日が休場日又は土曜日に当たるときは、<u>これらの日の翌日</u> _____）までに、売場等施設使用料はその月分を<u>その月の25日</u>（その日が休場日又は土曜日に当たるときは、<u>これらの日の翌日</u>）までにそれぞれ納入しなければならない。</p> <p>4 <u>既に納めた使用料は、市長が特別の理由があると認めた場合のほか、還付しない</u> _____。</p> <p>5 <u>市場施設を使用する者は、使用許可を受けた日から使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、</u> _____ 減免することができる。</p> <p>6 市場施設において使用する電灯、電力、電話、ガス、<u>上・下水道</u>、<u>ごみ処理、暖房</u>に要する費用は、使用者の負担とする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章</u> 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会</p> <p style="text-align: center;">（会長及び副会長）</p> <p>第57条 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 会長及び副会長に共に <u>事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章</u> 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会</p> <p style="text-align: center;">（会長及び副会長）</p> <p>第54条 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 会長及び副会長が<u>ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。</u></p>
<p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第58条 審議会の会議は、会長が招集する。</p>	<p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第55条 審議会の会議は、会長が招集する。</p>

<p>2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(意見等の聴取)</p> <p>第59条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。</p>	<p>(意見等の聴取)</p> <p>第56条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第60条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第57条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>
<p><u>第7章 雑則</u></p> <p>(業務規程の遵守義務)</p> <p>第61条 <u>出荷者、市場関係事業者その他の市場の利用者は、この業務規程を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、この業務規程を遵守させるため、必要な限度において、前項に規定する者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置（次項において「指導等」という。）をとることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定に違反し、又は指導等に従わなかった市場関係事業者に対し、その業務の全部又は_____一部を停止させることができる。</u></p>	<p><u>第6章 雑則</u></p> <p>(業務規程の遵守義務)</p> <p>第58条 市場関係事業者_____は、この業務規程を遵守しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2 市長は、前項の規定に違反した者_____に対し、その業務の全部若しくは一部を停止させることができる。</u></p>
<p>(市場の秩序の保持等)</p> <p>第62条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為をしてはならない。</p>	<p>(市場 秩序の保持等)</p> <p>第59条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為をしてはならない。</p>

<p>2 市長は、<u>市場</u>の秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、<u>市場への入場</u>の制限その他必要な措置をとることができるものとする。</p>	<p>2 市長は、<u>市場</u>の秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、<u>市場の</u>入場の制限その他必要な措置をとることができるものとする。</p>
<p>(清潔の保持) 第63条 市場関係事業者は、市場施設の清潔を保持し、物件の整理<u>整頓</u>に努めなければならない。</p>	<p>(清潔の保持) 第60条 市場関係事業者は、市場施設の清潔を保持し、物件の整理<u>整とん</u>に努めなければならない。</p>
<p>(雑則) 第64条 この業務規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>※新設</p>
<p>別表（第56条関係） 《略》</p>	<p>別表（第53条関係） 《略》</p>
<p><u>様式第1号（第6条関係）卸売業務許可申請書</u> <u>様式第2号（第7条、第21条、第28条関係）誓約書</u> <u>様式第3号（第16条関係）せり人登録申請書</u> <u>様式第4号（第20条関係）仲卸業務承認申請書</u> <u>様式第5号（第24条関係）買受業務承認申請書</u> <u>様式第6号（第27条関係）関連事業承認申請書</u></p>	<p><u>様式第1号（第6条関係）卸売業者誓約書</u> <u>様式第2号（第10条関係）せり人使用承認申請書</u> <u>様式第2号の2（第14条関係）仲卸人誓約書</u> <u>様式第3号（第18条関係）附属営業承認申請書</u> <u>様式第4号（第19条関係）附属営業人誓約書</u> <u>様式第4号の2（第24条、第31条の3関係）市場外販売行為承認申請書</u> <u>様式第5号（第44条関係）前渡資金交付（貸付金）承認申請書</u> <u>様式第6号（第45条関係）出荷奨励金交付承認申請書</u> <u>様式第7号（第46条関係）代金支払猶予届出書</u> <u>様式第8号（第48条関係）完納奨励金交付承認申請書</u></p>
<p>施行日：令和2年6月21日</p>	

## ③ 業務規程改正（認定作業）今後の予定について

日時	苫小牧市業務規程	事業者
令和2年5月上旬 ～下旬	北海道へ事前相談 (令和2年5月22日認定要件について適合通知受理)	
令和2年6月4日	市場運営審議会	
令和2年6月上旬 ～中旬	決裁 公表 ・ホームページ ・関係者通知 北海道へ認定申請	卸売業務の申請（市へ） せり人の登録申請（市へ） ※買受人、仲卸人、付属営業者（食堂）は申請不要・自動継続
令和2年6月18日	市文経委員会へ報告	
令和2年6月21日	地方卸売市場認定 卸売業者へ許可 せり人登録	

## (2) 土地（青果部）の一部について普通財産に転換し、有料貸付することについて

このことについて、令和2年5月18日付、下記申請者より土地を借用したい旨、申し出がありました。

つきましては、5月22日に卸売業務に支障がないと判断される土地の一部を普通財産に転換して、貸付してよろしいかご意見を伺います。

※青果事業者においては5月22日打ち合わせ会議において了承を得ております。

### 記

#### ① 申請者

千葉県松戸市小金127番地

加藤運輸有限会社 代表取締役 加藤 善信

#### ② 申請理由

申請者は、仲卸業者として参入している東北青果株の親会社にあたり、将来的に関連事業者として営業の申請することを検討しております。土地の一部を駐車場等に借用することにより、効率の良い輸送体制を図ると共に、本州への輸送体制の構築し、本州野菜や輸入果物の品揃えの充実を図りたいとしております。

#### ③ 土地の借用場所

下記土地について、卸売業務に支障がないと考えられるので、普通財産に転換して有料で貸付する。

・所在 苫小牧市港町2丁目12番4 宅地 1,099m<sup>2</sup>（別図のとおり）

#### ④ 賃貸借の期間及び賃借料

・期間 令和2年6月中旬より令和3年3月30日

（契約満了の3カ月前までは変更等の申し出がない場合は3年間延長する）

・概算月額 約 7万8千円（年換算 約93万円）



土地の借用場所  
所在 苫小牧市港町2丁目12番4  
宅地 1,099m<sup>2</sup>

苫小牧製紙工場  
工場泥チャップヤード

港町

ログイン

あ

☰

🔍

📍

▼

移動時間、交通状況、付近の場所を表示

8

土地の借用場所  
所在 苫小牧市港町2丁目12番4  
宅地 1,099m<sup>2</sup>



港大通

港大通

汐見大通

汐見大通

汐見大通

汐見大通

汐見町1-2  
港町2-2

魚金食堂

学べる農産物  
直売所とまどま

ぶらっと食堂

海の駅ぶらっと  
みなと市場

海の駅ぶらっと  
みなと市場食の館

株式会社  
ココ・ジャスコ

苫小牧市公設  
地方卸売市場

道南青果味

味野水産

マルトマ食堂  
魚介料理・夜食

マルトマ苫小牧卸売場

Google

画像 ©2020 Maxar Technologies, Planet.com, 地図データ ©2020 日本 地球の3D 画像は表示できません

🏠 A 🗺️ 📏 📱 CAPS KANA

地図